

公益社団法人全国大学保健管理協会情報公開規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人全国大学保健管理協会（以下「協会」という。）が、その活動状況、運営内容及び財務資料等の情報を公開するために必要な事項を定めることを目的とする。

(協会の責務)

第2条 協会は、この規則の解釈及び運用に当たっては、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第8条に規定する情報公開の対象資料を閲覧ないしは複写した者は、これによって得た情報を、この規則の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 協会は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、資料の事務室備え置き及びインターネットの方法により行うものとする。

(公告)

第5条 協会は、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）について、公告を行うものとする。

(公表)

第6条 協会は、定款第41条及び第42条に規定する事務室備え置き資料のうち次の各号に掲げる書類については、インターネットによる協会のホームページ上において公表するものとする。

- (1) 定款
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 事業報告書
- (4) 財産目録
- (5) 事業計画書
- (6) 収支予算書
- (7) 会員名簿（第2種会員及び名誉会員名簿を除く。）

(事務室備え置き)

第7条 協会は、法令及び定款の規定に従い、資料の事務室備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧又は複写させるものとする。

(事務室備え置き資料)

第8条 前条の事務室備え置きの対象とする資料は、定款第41条及び第42条に規定する事務室備え置き書類のうち第6条各号の書類を除いたもの及び次の各号に定めるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

- (1) 総会議事録
- (2) 理事会議事録
- (3) 会計帳簿

(閲覧等申請)

第9条 閲覧等希望者から資料の閲覧等の申請があったときは所定の閲覧(複写)申請書を協会事務室に提出して行わなければならない。

(閲覧等の許可及び場所・日時)

第10条 代表理事は、前条の申請について正当な理由があると認めた場合は、資料の閲覧又は複写を許可するものとする。

- 2 協会の事務室備え置きの対象とする資料の閲覧場所は、協会事務室とする。
- 3 閲覧の日は協会の休日以外の日とし、閲覧の時間は午前10時から午後4時までとする。ただし、協会は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(インターネットによる情報公開)

第11条 協会は、第5条から第7条の規定による情報公開のほか、広く一般に対し、インターネットによる情報公開を行うものとする。

- 2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は、代表理事が定める。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て別に定める。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規則は、平成24年5月17日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 社団法人全国大学保健管理協会情報公開規程(平成17年7月1日制定)は、廃止する。